

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、ため池が決壊した場合に当会が立地する松阪市飯南町並びに飯高町地域の一部において、2mを超える浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する松阪市飯南町並びに飯高町地域は、林野率が92.7%と典型的な中山間地域であり、山沿い地域の大半が土石流や急傾斜地等の土砂災害警戒区域の指定を受けているエリアとなっている。

(地震：地震調査研究推進本部、平成26年3月三重県被害想定)

政府の地震調査研究推進本部によると、甚大な被害が懸念される南海トラフ地震が今後30年以内に70%~80%の確率で発生するとされており、三重県地震被害想定では最大で震度6強~7の揺れが想定されている。

(その他)

当地域においては、これまでも数々の土砂災害に見舞われてきており、特に平成30年9月の台風24号において土砂崩れが発生し、飯南町粥見地域の国道166号が2か月以上不通となり、1年以上片側交互通行規制が行われた。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 441事業者
- ・ 小規模事業者数 421事業者

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	115	112	地区内に広く分散している
	製造業	94	84	〃
	情報通信業	1	1	櫛田川沿いに立地している
	運輸業	4	4	地区内に広く分散している
	卸小売業	98	94	〃
	金融保険業	2	2	〃
	不動産業	2	2	〃
	飲食宿泊業	28	27	〃
	医療福祉業	8	8	〃
	その他サービス業	89	87	〃

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 住宅耐震化、家具転倒防止支援
- ・ 地域防災活動への支援、指導及び助言
- ・ 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄 等

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの紹介、案内
- ・防災等非常食用パンの販売促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年度事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添のとおり）

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)松阪市香肌地域事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 災害後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

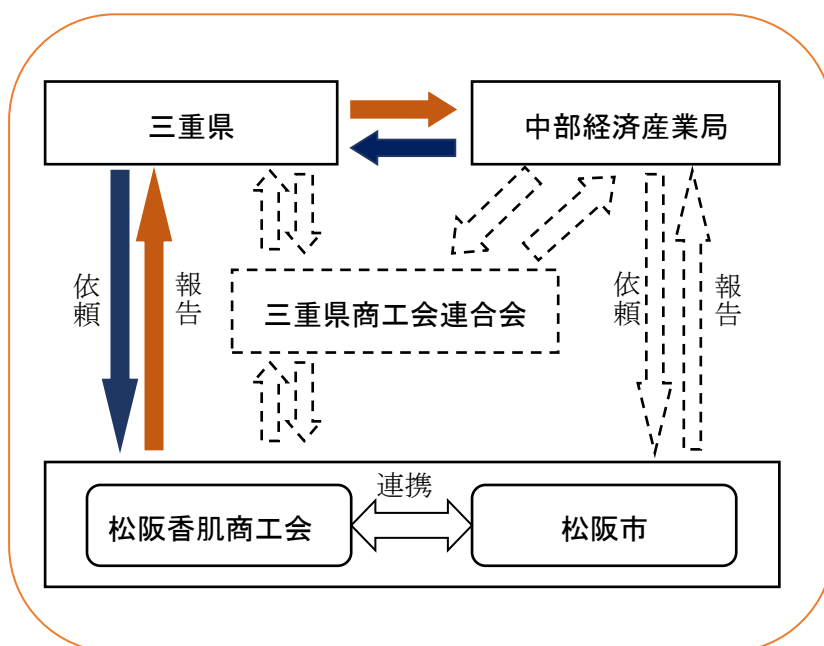
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報を、県の商工担当部署へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告については、原則として災害翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、松阪市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、松阪市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、三重県、松阪市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、市町、全国団体等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

様式第3

年 月 日() 12時00分現在

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告（初動24時間）

報告団体名 _____

記入者所属 _____

記入者氏名 _____

連絡先(TEL) _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
<input type="checkbox"/>	(1)大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>10%程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ <u>1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。
<input type="checkbox"/>	(2)被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1%程度の事業所</u>で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、<u>比較的軽微な被害</u>が発生している。 ・ <u>0.1%程度の事業所</u>で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、<u>大きな被害</u>が発生している。
<input type="checkbox"/>	(3)ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。
<p>備考（把握している具体的な被害等）</p> <p>(例) ●×鉄工所(○○地区)：床下浸水、レストラン□○(○△地域)：強風で看板が落下 スーパー▽▲(□△町)：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった</p>		

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp

(問い合わせ)TEL : 059-224-2534 / FAX : 059-224-2078

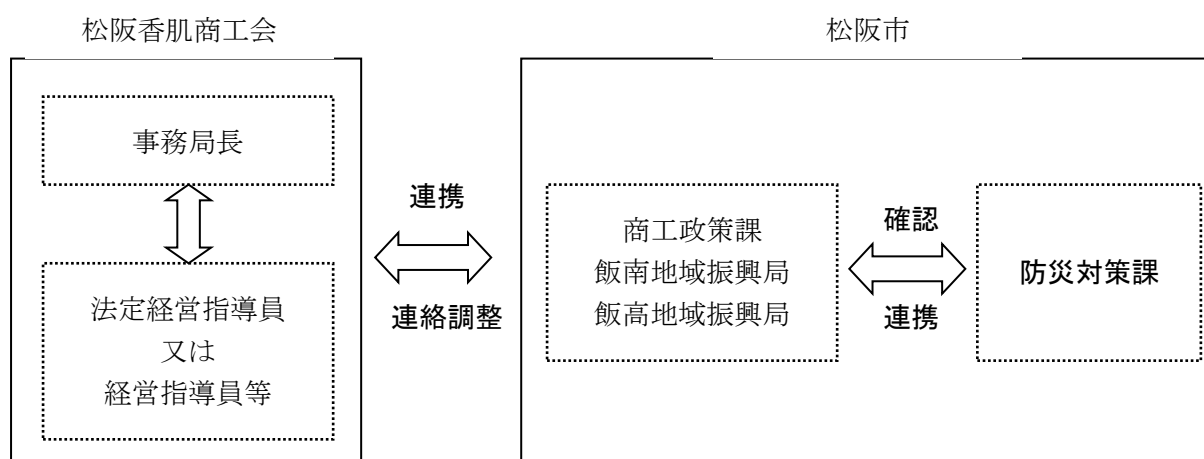
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

事務局長 木谷 里江 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

松阪香肌商工会

〒515-1411 三重県松阪市飯南町粥見3950番地

TEL: 0598-32-2321 FAX: 0598-32-2987

E-mail: m-seibu@ma.mctv.ne.jp

②関係市町村

松阪市役所 産業文化部 商工政策課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL: 0598-53-4149 FAX: 0598-22-0003

E-mail: syok.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市役所 飯南地域振興局

〒515-1411 三重県松阪市飯南町粥見3950番地

TEL : 0598-32-2511 FAX : 0598-32-3771

E-mail : chishin.nan@city.matsusaka.mie.jp

松阪市役所 飯高地域振興局

〒515-1502 三重県松阪市飯高町宮前180番地

TEL : 0598-46-7111 FAX : 0598-46-1092

E-mail : chishin.taka@city.matsusaka.mie.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	770	770	420	420	420
・ 専門家派遣費	300	300	150	150	150
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ、チラシ作成費	300	300	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、各種手数料収入、松阪市補助金、三重県小規模事業支援費補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等